京都市
CITY OF KYOTO

＜報道発表資料＞

令和８年９月１４日
京 都 市 保 健 所

食中毒の発生

（９月１４日付処分）

令和８年９月１２日（土）１６時３５分頃、たけびしスタジアム京都（右京区）で開催中の陸上競技大会の関係者から京都市消防局に、「昼食として弁当を食べた参加者の複数名が食中毒様症状を呈している。」との通報がありました。

京都市保健所が食中毒疑い事件として調査したところ、当該大会の運営スタッフのうち、少なくとも４３４人中３８人が、昼食として弁当を喫食した後、嘔吐、下痢等の食中毒様症状を呈していることが判明しました。

京都市保健所は、発症者に共通する食事が当該大会で提供された弁当のみであること、患者の発症状況が類似していること、及び患者を診察した医師から届出があったことから、本日、食中毒と断定し、当該弁当を製造した施設の営業者に 3 日間の営業停止を命令しました。

【事件概要】

1　経　　過	・９月１２日（土）、陸上競技大会の関係者からの通報により探知 ・調査により、９月１２日（土）に原因施設で製造された弁当を喫食した者のうち３８人が嘔吐、下痢等の症状を呈していることが判明		
2　発症状況 （調査中含む）	(1) 喫食者数	４３４人	（内訳）男性２９０人、女性１４４人
	(2) 発症者数	３８人	（内訳）男性　２８人、女性　１０人
	(3) 入 院 者	調査中	（内訳）調査中
	(4) 発症日時	９月１２日（土）１４時～	
	(5) 主な症状	嘔吐、下痢	
3　原因施設	(1) 営 業 者	古谷　朋宏	
	(2) 所 在 地	京都市右京区西京極橋詰町３９　ラーク安田パートⅢ　１Ｆ	
	(3) 屋　　号	パクパク	
	(4) 業　　種	飲食店営業	
4　原因食品	９月１２日（土）に提供された弁当 【弁当の種類】 ・カツとじ弁当、ハンバーグ弁当、焼肉弁当、ホッケ弁当		
5　病因物質	調査中		

6　食中毒と断定した理　由	・発症者に共通する食事が原因施設で製造された弁当のみであること ・発症者の発症状況が類似していること ・患者を診察した医師から食中毒の届出があったこと
7　行政処分	9月１４日（月）から9月１６日（水）まで3日間の営業停止命令 （根拠法令：食品衛生法第6条第3号違反）
8　そ の 他	・当該施設は、９月１２日（土）夜から営業を自粛している。 ・京都市保健所は、被害の拡大と再発の防止のため、営業者に対し、調理室の清掃、消毒の徹底を指導するとともに、食中毒予防に関する再教育を行う。

＜お問合せ先＞
京都市保健所 医療衛生企画課
電話：０７５－２２２－３４２９